令和２年５月７日

保育施設設置者様

保育施設保護者様

認定こども園保護者様

中野区子ども教育部

保育園・幼稚園課長　渡邊健治

緊急事態宣言の延長に伴う認可保育所及び認定こども園の

臨時休園の再延長について

日頃より中野区の保育行政にご理解いただきありがとうございます。

区では、国の緊急事態宣言及び東京都の休業要請等を踏まえ、認可保育所等の臨時休園期間を４月１３日（月）から５月１０日（日）までとしておりましたが、国の緊急事態宣言の延長を受け、認可保育所等の臨時休園期間についても再延長することとしました。

これまで、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、在宅における保育が可能な方には、登園自粛をお願いしてまいりましたが、引き続き、お子様や保護者の皆様、保育所の従事者の健康と安全を守るための取り組みにご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、医療従事者の方など、就労継続が必要な方を対象に特例的に保育を提供いたします。

また、認証保育所においても、臨時休園等の延長についてご検討くださいますようお願い致します。

記

１．臨時休園期間の延長

令和２年４月１３日（月）から５月３１日（日）※

※ 6月1日以降の対応については、国や東京都の動向を踏まえて決定し、改めてお知らせします。

２．対象施設

* 臨時休園：認可保育所（地域型保育事業を含む）、区立保育室、認定こども園
* 協力要請：認証保育所

３．臨時休園中に特例的に保育を行う対象者

ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方及び保護者全員が、東京都が公表した休業要請対象以外の仕事に従事している方で、就労継続が必要な方

ただし、上記以外の方で、家族介護従事や自身の病気等で保育に欠ける状態になり、一時的に保育が必要となった場合などは、保育の対象とします。また、特別な事情があり保育が必要な方については、別途ご相談ください。

※休業要請対象以外で就労継続が必要な仕事の例

医療（病院、薬局）、福祉（保育所、放課後学童クラブ、高齢者・介護施設）、小売業（食品、生活必需品）、行政（警察、消防、業務継続が必要な国家公務員、地方公務員等）、金融機関、流通関係、公共交通関係

４．保育料について

この期間中の認可保育所、区立保育室及び認定こども園の保育料は、日割り計算とします。

また、認証保育所が休園期間中の保育料を軽減した場合は、その一部を補助する支援事業を実施する予定です。

手続き等の詳細は今後、区ホームページでご案内いたします。

【問合せ先】

子ども教育部

保育園・幼稚園課　運営支援係

電話 03（3228）8940

FAX 03(3228)5667